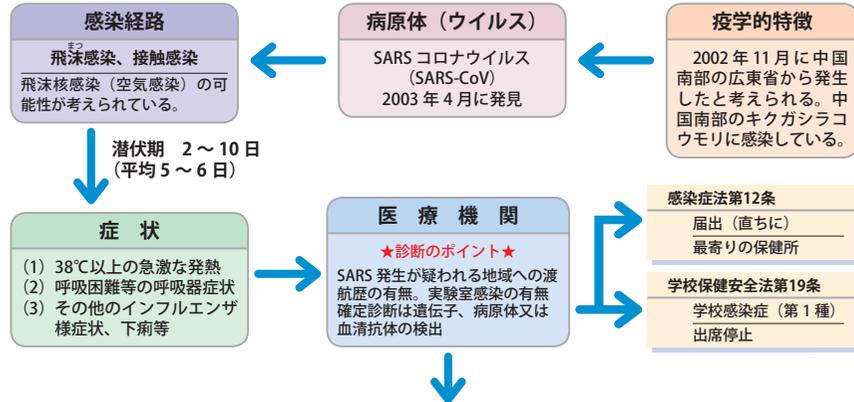


## (4) SARS (重症急性呼吸器症候群) ……二類感染症

## Severe acute respiratory syndrome



**入院先** 保健所長による勧告入院（患者、疑似症患者）→第二種感染症指定医療機関

**治療** 対症療法が中心。現在のところ確立した治療法はない。

**検査**

- 検査材料：鼻咽頭拭い液、喀痰、便
- (1) 分離・同定による病原体の検出
- (2) PCR 法による病原体の遺伝子の検出
- 検査材料：血清
- (3) ELISA 法又は蛍光抗体法による IgM 抗体若しくは IgG 抗体の検出、又は中和試験による抗体の検出

**届出基準**

診察あるいは検案した医師の判断により、

ア 患者（確定例）  
症状や所見から SARS が疑われ、上記の検査によって病原体の診断がされたもの。

イ 無症状病原体保有者  
臨床的特徴を呈していないが、上記検査により、病原体の診断がされたもの。

ウ 疑似症患者  
臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から、SARS の疑似症患者と診断されたもの。

エ 感染症死亡者の死体  
症状や所見から SARS が疑われ、上記の検査によって病原体の診断がされたもの。

オ 感染症死亡疑い者の死体  
症状や所見から、SARS により死亡したと疑われるもの。

上記の場合は、感染症法第 12 条第 1 項の規定による届出を直ちにしなければならない。

## 参考図書

- (1) WHO：重症急性呼吸器感染症（SARS）の疫学に関する統一見解文書 2003.12.26
- (2) WHO：Alert, verification and public health management of SARS in the post-outbreak period, 14 Aug. 2003.  
<http://www.who.int/csr/sars/postoutbreak/en/>

**発生状況** 2002 年 11 月に中国南部の広東省から発生し、ハノイ、香港、シンガポール、トロント、台湾等において集団発生となった。2002 年 11 月 1 日から 2003 年 7 月 31 日までの最終的な統計 (WHO 集計) は、延べ 29 か国で患者数 8,069 人、死亡者数 775 人であった。2003 年 7 月 5 日に WHO によって終息宣言が出された。

**臨床症状** 38℃以上の発熱、咳、息切れ、呼吸困難などの呼吸器症状があり、胸部 X 線検査で浸潤影やスリガラス状陰影が見られる。下痢症状も比較的多く見られ、そのほか頭痛、悪寒戦慄、食欲不振、全身倦怠感、意識混濁などの症状も見られる。発症 10 日目頃より症状の改善を認めるが、10～20% の患者では ARDS に進行する。

**検査所見** 特異的所見はないが、リンパ球減少、血小板減少、LDH 高値などがよく認められる。病初期には、血清アミノトランスフェラーゼ高値、CK 高値を認める。

**病原体** SARS コロナウイルス：SARS-associated coronavirus (SARS coronavirus) が 2003 年 4 月に発見された。低温に比較的強く、高温に弱い。一般に用いられる様々な消毒剤で不活化される。

**感染経路** 飛沫感染、接触感染が主である。空気感染、糞口感染もあると考えられる。動物からの感染が疑われる。ウイルス排出のピークは、発症から 10 日後が最大と言われており、5 日以内に症例が隔離された場合はほとんど二次感染者が出ていない。

**潜伏期** 平均 5～6 日。最大潜伏期間は 10 日とされているが、それよりも長い例もある。

**行政対応** 患者、疑似症患者を診断した医師は、直ちに最寄りの保健所に届け出る。保健所は二類感染症として入院勧告、就業制限等を行う。学校保健安全法では学校感染症（第 1 種）として、治療するまで出席停止。

**拡大防止** SARS 伝播確認地域から帰ってきた場合、10 日間は健康に留意し、発熱・咳・呼吸困難の症状が出た時は、保健所あるいはかかりつけの医療機関に電話で相談する。また、患者と濃厚に接触した場合は、保健所は 10 日間の能動的サーベイランスを行う（1 日 2 回検温の結果を把握する）。症状がないときは、日常生活を続けてもよいと考えられるが、念のため人ごみへの外出や出勤は控え、同居人、知人との接触も最小限に留める。それ以外の接触者については、状況に応じたサーベイランスを実施する。それ以外の病院等外来では、有熱、咳の患者にはマスクを付けさせることにより周辺への拡大防止になる。

**治療方針** 対症療法が中心。確立した治療法はない。

## \*疑似症患者の判断に必要な事項

- ア 病原体診断又は抗体検査で陰性になった場合でも、患者と臨床的特徴が合致する場合は、SARS を否定できないため、医師の総合判断により、疑似症患者として取り扱う。
- イ 臨床所見、渡航歴などにより、以下の (ア) 又は (イ) に該当し、かつ (ウ) の条件を満たす場合は、疑似症患者として取り扱う。
- (ア) 平成 14 年 11 月 1 日以降に、38℃以上の急な発熱及び咳、呼吸困難などの呼吸器症状を示して受診した者のうち、次のいずれか 1 つ以上の条件を満たす者
- ① 発症前 10 日以内に、SARS が疑われる患者を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接触れた者
  - ② 発症前 10 日以内に、SARS の発生が報告されている地域 (WHO が公表した SARS の伝播確認地域) へ旅行した者
  - ③ 発症前 10 日以内に、SARS の発生が報告されている地域 (WHO が公表した SARS の伝播確認地域) に居住していた者
  - ④ SARS コロナウイルス又は SARS 患者の臨床検体を取り扱う研究を行っている研究者、あるいは SARS コロナウイルス、又は患者検体を保有する機関の研究者で、ウイルスへの曝露の可能性のある者
  - ⑤ 5 日以上継続する重症の呼吸器症状及び肺炎で、治療に反応せず、死亡までに、他にこれら症状を説明できる診断がつかない場合
- (ウ) 次のいずれかの条件を満たす者
- ① 胸部レントゲン写真で肺炎、又は急性呼吸窮迫症候群の所見を示す者
  - ② 病理解剖所見が肺炎、呼吸窮迫症候群の病理所見として矛盾せず、はっきりとした原因がない者

にこれら症状を説明できる診断がつかない場合

(イ) 平成 14 年 11 月 1 日以降に死亡し、病理解剖が行われていない者のうち、次のいずれか 1 つ以上の条件を満たす者

- ① 発症前 10 日以内に、SARS が疑われる患者を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接触れた者
- ② 発症前 10 日以内に、SARS の発生が報告されている地域 (WHO が公表した SARS の伝播確認地域) へ旅行した者
- ③ 発症前 10 日以内に、SARS の発生が報告されている地域 (WHO が公表した SARS の伝播確認地域) に居住していた者
- ④ SARS コロナウイルス又は SARS 患者の臨床検体を取り扱う研究を行っている研究者、あるいは SARS コロナウイルス、又は患者検体を保有する機関の研究者で、ウイルスへの曝露の可能性のある者
- ⑤ 5 日以上継続する重症の呼吸器症状及び肺炎で、治療に反応せず、死亡までに、他にこれら症状を説明できる診断がつかない場合

(ウ) 次のいずれかの条件を満たす者

- ① 胸部レントゲン写真で肺炎、又は急性呼吸窮迫症候群の所見を示す者
- ② 病理解剖所見が肺炎、呼吸窮迫症候群の病理所見として矛盾せず、はっきりとした原因がない者